

東日本大震災により被害を受けられたご契約者の皆様へ
(自賠償共済についてのご案内)

全国トラック交通共済協同組合連合会

このたびの災害によって被害を受けられたご契約者の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

さて、当会の会員である 15 の交通共済協同組合では、被害を受けられた自賠償共済のご契約者の方々を対象に、以下の措置を実施させていただいております。本措置をご希望の方は、各会員組合までご連絡ください。

1. 車検有効期間の延長について

- (1) 下記対象地域に使用の本拠を有する自動車については、大震災による影響で継続車検を受けることが困難である可能性があるため、道路運送車両法第 61 条の 2 の規定に基づいて、自動車検査証の有効期間が以下のとおり延長されています。

【第 1 群】

<対象地域>

岩手県 宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、山田町、大槌町

宮城県 気仙沼市、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、南三陸町、女川町

福島県 相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯舘村、葛尾村、川内村

<延長の内容>

車検満了日が平成 23 年 3 月 11 日～6 月 10 日までのものは、車検満了日を平成 23 年 6 月 11 日に延長。

【第 2 群】

<対象地域>

秋田県全域、山形県全域、新潟県全域

<延長の内容>

車検満了日が平成 23 年 3 月 16 日～4 月 15 日までのものは、車検満了日を平成 23 年 4 月 16 日に延長。

【第 3 群】

<対象地域>

青森県のうち下記第 4 群に属さない市町村、茨城県のうち下記第 4 群に属さない市町村、栃木県全域、群馬県全域、埼玉県全域、千葉県のうち下記第 4 群に属さない市町村、東京都全域、神奈川県全域、山梨県全域、

静岡県 沼津市、熱海市、伊東市、三島市、御殿場市、富士宮市、富士市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡、駿東郡

<延長の内容>

車検満了日が平成 23 年 3 月 11 日～4 月 10 日までのものは、車検満了日を平成 23 年 4 月 11 日に延長。

【第4群】

＜対象地域＞

青森県 八戸市、おいらせ町

岩手県のうち上記第1群に属さない市町村

宮城県のうち上記第1群に属さない市町村

福島県のうち上記第1群に属さない市町村

茨城県 水戸市、日立市、ひたちなか市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、銚田市、小美玉市、大子町、城里町、茨城町、大洗町、東海村

千葉県 旭市

＜延長の内容＞

車検満了日が平成23年3月11日～5月10日までのものは、車検満了日を平成23年5月11日に延長。

(2) 災害復旧車両等（注）についても、自動車検査証の有効期間が以下のとおり延長されています。

（注）「災害復旧車両等」とは、東日本大震災の被災地（青森県、岩手県、宮城県、福島県および茨城県）で救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行う車両で、災害対策本部等の公的機関が認定している自動車をいいます。

【第Ⅰ群】

＜対象地域＞

岩手県、宮城県、福島県

＜延長の内容＞

車検満了日が平成23年3月11日～6月10日までのものは、車検満了日を平成23年6月11日に延長。

【第Ⅱ群】

＜対象地域＞

青森県、茨城県

＜延長の内容＞

車検満了日が平成23年3月11日～5月10日までのものは、車検満了日を平成23年5月11日に延長。

2. 共済掛金払込の猶予について

以下の条件に合致する場合は、共済掛金の払込みを延期することができます。

① 対象となる契約

※ 契約者が以下のいずれかに該当する自賠責継続契約

- ・ 災害救助法適用地域内に居住するご契約者
- ・ 今回の震災で被災されたご契約者
- ・ 今回の震災で被災した組合、代理店が取扱うご契約者
- ・ 今回の震災の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員の方々
- ・ その他組合が適用妥当と判断する場合

※ 災害復旧車両の自賠責継続契約

② 猶予の内容

第1群、第3群、第4群および災害復旧車両につきましては、平成23年3月11日から平成23年9月末日までに払込むべき継続契約の共済掛金を、平成23年9月末日まで延期することができます。

また第2群につきましては、平成23年3月16日から平成23年9月末日までに払込むべき継続契約の共済掛金を、平成23年9月末日まで延期することができます。

3. 罹災自動車の契約について

このたびの災害によって契約自動車が罹災し使用不能となった場合は、未経過期間に対する共済掛金を日割計算して返還いたしますので、以下の必要書類を添えて各組合にご請求ください。

<必要書類>

- ① 罹災地域の市区町村長が交付する罹災届出受理証明
(交付されない場合は、ご契約者の自認書または第三者目撃証明でも結構です)
- ② 抹消登録を確認できる書類（登録事項等証明書、登録識別情報等通知書等）
- ③ 自賠責証明書本紙（提出不能の場合はお申し出ください）
- ④ 承認請求書
- ⑤ 契約者ご本人確認書類（ご本人口座に振込む場合は不要です）

(ご参考) 継続手続きの猶予について

前記の車検有効期間延長に伴い実施しておりました「自賠責契約の継続手続きの猶予」につきましては、平成23年6月11日を以ってすべて終了致しました。悪しからずご了承ください。

以上